

計画策定専門調査会（第7回）議事録

1 日 時 平成 27 年 1 月 29 日（木） 17：00～19：00

2 場 所 合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人 21 世紀職業財団会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	木村 光江	首都大学東京大学院教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学准教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	渡辺 美代子	独立行政法人科学技術振興機構執行役

4 議事次第

1 開会

2 今後の進め方について

3 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプトについて

4 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた項目別の論点について

5 閉会

5 配布資料

資料 1 今後の検討スケジュールについて（イメージ）

資料 2 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト（案）

資料 3 第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた項目別の論点（たたき台）

6 参考資料

- 参考資料 1 岡本直美委員提出意見
参考資料 2 高橋史朗委員提出意見
参考資料 3 高橋はるみ委員提出意見

7 議事録

○鹿嶋会長 それでは、ただいまから「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。

本日は、まず1つは「今後の検討の進め方について」を御説明させていただいて、その後、これまでの皆様の御意見を踏まえたものを事務局がまとめましたので、4次計画の策定に向けたコンセプト案、それから項目別の論点のたたき台について御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○大地課長 推進課長の大地でございます。資料の確認をさせていただきます。

資料①でございますが、「今後の検討スケジュールについて」のイメージ図でございます。基本的に、これまで御説明をさせていただいたラインのものでございます。

資料②は②-1と②-2から構成されておまして、計画の策定に向けたコンセプトのたたき台、資料②-2は蛇腹折りの大きな紙でございます。

資料③は、第4次計画の策定に向けた項目別の論点のたたき台でございます。

資料番号はないのですが、本日御欠席の岡本委員、高橋はるみ委員、高橋史朗委員から御意見をペーパーで提出いただいておりますので、そちらも配付させていただいております。

本日、宗片委員から女性と防災についてのパンフレットを資料として頂戴しておりますので、配付させていただいております。

以上が資料についての御説明でございますが、皆様お手元に資料はありますでしょうか。

それから、机上に備えつけさせていただいている黄色と青の紙のファイルがございますが、これは3次計画本体、監視専門調査会と基本問題、影響調査専門委員会の過去の報告、女子差別撤廃委員会の見解等を編綴したものでございます。以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移ります。初めに「今後の検討の進め方について」ですが、私のほうから御説明いたします。

前回、専門調査会で、2月以降は起草ワーキングチームを私の下に設けまして、起草に向けた検討のたたき台の作成を進めること、また起草ワーキングチームの人選については私に御一任いただくということで皆様の御了解をいただきました。

その起草ワーキングチームのメンバーですけれども、順にお名前を申し上げます。岩田委員、岡本委員、佐藤委員、鈴木委員、高橋史郎委員、辻村委員、西委員にお願いしたいと考えております。

2月から4月にかけて、計7回から8回程度の開催を予定しておりますが、詳細は後ほど事務局からお知らせいたします。各委員には、大変お忙しい中御足労いただいたりしますが、どうぞよろしく願いいたします。

また、起草ワーキングチームのメンバー以外の皆さんも、ワーキングで扱う議論の内容に応じまして、私のほうでその都度、専門分野の委員をお招きして議論を一緒に交えたいと思っておりますので、その際にはぜひ御協力をお願いいたします。

なお、専門調査会には検討の節目において3月から5月で各1回程度、御議論をお願いする予定でございます。

今の説明につきまして、何か質問等々はございますか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そういうことでどうぞよろしく願いいたします。

次に移ります。本日は、今後起草ワーキングチームでの検討を開始するに当たりまして、皆さんからその検討の材料となる御意見をいただくための意見交換をお願いしたいと考えております。

まずは、4次計画の策定に向けたコンセプト案について、これまで皆様からの御意見を踏まえて事務局で整理してもらいました。事務局のほうから、説明をお願いします。

○大地課長 資料②-1と②-2、計3枚について御説明をさせていただきます。

まず、資料②-1でございますが、コンセプトのたたき台でございます。「目指すべき社会」「社会情勢の変化の現状認識」「基本的な方針」につきまして前回の御議論をもとに事務局で整理をしたものでございます。

4次計画の構成のイメージは、2枚目の少し細かい字でございますが、目的別に分野をⅡからⅣまでの大分類をつくって整理をし、11の分野に再編をしたというものでございます。点線の中は、その各分野の内容として想定される主なものを記載してございます。

いろいろと御議論がございました「男性」「メディア」につきましては、一番下の※印のところでございますが、項目として立てるかどうかは引き続き御議論いただきまして検討をお願いしたいと思っておりますが、本日の時点では男性につきましては右側のオレンジといえますか、茶色といえますか、全分野にまたがっているということで、各項目で男性関連施策を充実するという形での整理をさせていただいております。

メディアは①、⑥、⑩に主な記載がなされるのではないかと考えて整理をしております。これらにつきましては、基本的考え方のところでもまず横断的に触れることとした上で、各分野の中での記述もするというのを考えておりますが、さらに項目を立てるかどうかということにつきましては引き続き御議論いただきたいと思いますと考え、本日は整理させていただいたところでございます。

資料の②-2の大きな蛇腹折りの資料でございますが、こちらは3次と4次の計画の対

応関係、変化がわかりやすいように整理をしたものでございますので、御参照いただければと思います。②-2の左下の部分は「考え方」で、目的別の大分類をつくり、重点項目がわかりにくいということで「男性」の視点を計画全体にわたる横断的視点に位置付けるとともに、「防災・復興」の独立、推進体制への「地域の推進基盤づくり」の追加などを実施するという整理をしたものでございます。

以上が、資料②-1、②-2についての御説明でございます。

資料②及び資料③に関しまして、先ほど資料の御説明の中で申し上げたところでございますが、本日御欠席の3名の委員様から御意見をいただいておりますので、御参照いただければと思います。以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思いますが、資料の②-2を見ていただきましょうか。皆さんにぜひ伺いたいのは、大分類が果たしてこの3つでいいのかどうか。こういうくりでいいのかどうか。その文言がこれでいいのか。それから、重点分野があります。重点分野は15から11になったのですけれども、過不足がないかといったようなところでお伺いしたいと思います。

ペンディングになっているのが男性、メディアなんですけれども、男性は各分野に全部かかってくるわけですね。②-1の2ページ目の資料を見ると、男性という言葉は出てきませんけれども、メディアは3カ所出てくるわけです。①と⑥、それから⑩で出てくるんですけれども、男性は出てきませんが、基本的に全部に男性がかかわってくるというふうに見ていいのですね。特に、男性は②とか⑤ですね。このあたりは男性が相当かかわってくると思います。このように、メディア、男は特出しでなくていいかどうか。ペンディングにしてありますが、これについての御意見も伺いたいと思います。

それから、資料②-1の「目指すべき社会」として4項目挙げております。これは第3次とは少し変えてあります。このあたりも含めて、皆さんから御意見をお伺いできればと思っております。質問よりは、こういうふうにしたらどうかとか、そういうような意見をお伺いできればと思っております。どうでしょうか。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 まず、資料②-1の「目指すべき社会」ということで、④で「国際的な評価を得られる社会」という観点に関してはすごくいい目標だと思うのですが、国際的な評価を真に得るためには、ある意味でいえば外に向けての行動と内に向けて、その意味で内と外が違っている状況であれば信頼はおけないので、内についてきちんと盛り込むことが多分必要になってくると思います。

その後、現状認識、あるいは「基本的な方針」を見ていくと、外に向けてのところの頭出ししか出てこない状況の中で、内の部分というものが欠けているということですね。その点から、資料②-2で3次計画と4次計画の違いで今、議論しているのは第15分野、あるいはⅢの⑧に当たるところになると思うのですが、いわゆる規範の尊重とあったものが

国際的な協調という形で若干ぼやけているかなという気がします。

規範に関しては、尊重という点だけでもかなりこれまでの5年間とかを見るとちょっと弱いかなという印象を持っていて、その意味で国際規範の遵守・尊重、そして国際的なハーモナイゼーションを含めた協調のところを貢献、そこをきちんと出していないと、ある意味で本当に国際的な評価を得られる社会になるのかということですね。

規範の遵守の問題に関しては、憲法とかで確立された国際法規については誠実に遵守するというふうに約束している。自分たちが約束した範囲のことに関してはきちんと遵守をする。それで、まだ約束の形成に向けてのところに関しては尊重しながら協調していく。そして、日本が培ってきた経験とかは発信する、貢献するといったいわゆる3つの枠組みをきちんこの国際分野のところでは出していただければと思います。

○鹿嶋会長 国際規範の遵守、尊重、貢献、その3点ですね。

○二宮委員 そうです。

○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

○岩田委員 いろいろなレベルのことが結構たくさんあるんですけども、まず男女共同参画基本計画の男女共同参画というワーディングについて議論をしていただきたいと思えます。

1つは、この分野に長くかかわってきた方にとっては、もう手あかがついたといったら関係者に非常に申しわけないんですけども、新しさを感じないということがありますし、この問題に無関心な方は、それは何という感じだと思うんです。ですから、法律に基づいてつくる計画ですから、正式の名称はこれかもしれないんですけども、今回の計画は独自のネーミングというのか、国民の皆さんに、従来ずっとかかわってきた方にも、それからこれまで無関心だった方にもアピールするような計画の名称をぜひ検討していただいたらどうかというのが1点目です。

2点目は、今いただいている資料の2ページ目にⅠ～Ⅴとありますけれども、ⅢとⅣはどちらが先がいいのかなというのはちょっと悩むところです。Ⅳのほうが先でというのか、Ⅱのほうは202030ですとか、女性の活躍推進ということだと思うんですけども、特に女性の活躍の上のほうですね。さらに引っ張り上げるということだと思うんですけども、社会が抱えている深刻な問題というのはやはりⅣだと思うんですが、それが今のような位置でいいのかということがあります。

そして、Ⅲというのは結構全体にかかってくるような話だと思いますので、ⅢとⅣを逆にするという点についても少し検討していただいたらどうかと思います。

それから、Ⅱの②です。これは、多分法律の名前に引っ張られていると思うんですけども、「男女の雇用等における均等な機会・待遇の確保」、これはもういいんじゃないかと思うんです。機会均等というのは当たり前です。差別をしないというのは当たり前で、今回の計画ではむしろポジティブ・アクションをもっと前面に出す。このⅡの中では、機会均等ではなくてポジティブ・アクションを前面に出すというのはどうでしょうかという

ふうに皆さんに問題提起をしたいと思います。

ポジティブ・アクションという用語自体は考えたほうが良いと思うんです。これはまた何のこともよくわからないと受け取られる人が圧倒的だと思いますので、言葉はまた別途検討したらいいと思いますけれども、次のステージは機会均等ということではないんじゃないかというのが私の認識です。皆さんの御意見を頂戴したいと思います。

それから、現在のⅢの⑥に書いてあることかと思うんですけれども、やはり一番根っこにあるのは男女の役割分担意識を固定的に考えるとか、男女の能力や適性についての固定的なイメージだと思うんです。これまた表現はすごく古臭いのもう少し考えたらいいと思うのですが、そこが根っこなんです。きょう、ここで議論している全てのテーマの根っこだと思います。

それは、⑥のような国民の理解の推進ということではないタイトルで、このローマ数字の冒頭に持ってきていただいて、なぜそういう意識が生まれているのかとか、諸外国と比べてそれはどうなのかとか、それはいつごろ生まれてきたものなのか。ですから、日本固有のものではなくて日本の長い歴史の中のあるときに経済的な諸条件の中で生まれてきているんだと思いますけれども、そういうことを皆が理解をして、今はこの意識が生まれてきたときとはもう状況は変わっているんだけれども、意識がなかなかついていないというところがあるので、そういうことが理解できるような大きな章にさせていただく。そこが全ての出発点だと思いますので、そこをしっかりと書き込むということが必要かと思えます。

最後に、これはテクニカルなことなので議論すればいいと思うんですけれども、基本的な方針というので①～⑨まで並んでいます、この並べ方が普通じゃないかと思えます。例えば、②の数値目標というのはPDCAサイクルを回すためのものですから、サブスタンスのものよりもこの計画の実効性を高めるためのツールのものなので、②にちょっと出てくるようなことではなくて、これは多分後ろのほうに下ろすべきではないかと思えます。推進体制の話は、国も地方もやはり後ろに下ろしたほうがいいのかと思えます。

そして、⑧番などはもっと上に上がってくることかと思えますので、ここの①～⑨番の位置づけももう一度検討する必要があるかと思えます。以上です。

○鹿嶋会長 岩田委員の計画名称の変更というのは、第4次男女共同参画基本計画ではなくて別の名称にするということですか。

○岩田委員 これは括弧でもいいんですけれども。

○鹿嶋会長 サブタイトルなどでもいいですか。

○岩田委員 これがサブタイトルで、そういうことができるかどうか、きょうはお聞きしたいと思いますけれども、その本質がわかるような、何の計画かということがわかるようなものができるか。

○鹿嶋会長 ほかの基本法に基づく基本計画というのはどういうふうになっているんですか。その辺は知っていますか。

○大地課長 大変申しわけございませんが、他のものは調べないとわからないのですが、この計画につきましては男女共同参画社会基本法の第13条に定められており、条文の見出しが男女共同参画基本計画となっております、絶対できないかどうかは微妙でございますが、少し調べたいと思います。

○岩田委員 法律に基づく第4次の男女共同参画基本計画に名前がつけられないかということですが、

○大地課長 そこは検討したいと思います。調べてみたいと思います。

○鹿嶋会長 それから、ⅢとⅣの入れかえも確かに検討してもいいのかもしれませんが。大分類のⅢとⅣを入れかえる。活躍推進があって、その対極の分野があるわけですね。ですから、安全・安心の確保という問題をⅢにして、現在のⅢをⅣに落としていく。これも検討してもいいと思います。

では、勝間委員どうぞ。

○勝間委員 恐らく、入るとしたらⅡの②なのか、Ⅲのどこになるのかというのは迷ってしまって、これをお伺いしたかったんですけども、男女共同参画の進んでいない最大の理由というのが私は2つあると思っています。

1つは、教育資本の違いです。結局、女性に対する教育資本投下が余りにも累積的にも少ないし、現状も少ない。ですので、活躍させたくても活躍の候補がいらないじゃないかというのが企業の言い分ですし、その部分についてどこでカバーするのかということがちょっとわからなかったんですね。大学進学率の違い、あるいは企業における教育の蓄積の違い、管理職教育の違い、その他、いずれにせよ活躍しようと思っても候補がいなくて、その原因というのはそもそも家庭と企業と社会における資本投下の不足である。

その部分を明文化して、それに対してどういう対策をするかというようなことがないと、④も大事なことですけれども、④はそのアプリケーションなんです。その根っこのほうのOSの部分がかバーされていないので、そこをかバーをどうやりますかというアイデアをくださいというのが1点目です。

2点目が、法制度の話というのが内項目に入っていますね。どこになるんですか。特に、税制の話とかはどこの項目に入るんでしょうか。

○鹿嶋会長 これは⑤に入っています。

○勝間委員 ⑤ですね。

ただ、⑤なのか。あるいは、もう少し全体的な話で、例えば配偶者控除の問題であるとか、あるいはさまざまな家族政策系のものが明らかに男女共同参画を妨げる方向にあるものがたくさんあるということアプリケーションの一部として語っていいのかというのがちょっと違和感だったんです。

例えば、ぜひ入れていただきたいのが、年収が103万円と130万円で崖になっているというのははっきりわかっています。では、その崖の問題というのはⅢの⑤という非常に小さな問題なのか。それよりはもっと大きな話の流れの中においてカバーをしないと、結局

全てにおいて出てきてしまう。長時間労働の問題も同じです。そのようなOSレベルの話と
いうのをどのようにカバーするのでしょうかというのが私の質問です。

○鹿嶋会長 なかなか難しいのは、税制調査会とか、専門調査会とか、他の専門調査会で
社会保障とか税制の問題はかなり検討しているわけですね。そうすると、我々の基本計画
の中でそちらの検討結果を差し置いて、発進してしまっているのかという問題は、なか
なか悩ましいところではあるんですね。

○勝間委員 いずれにせよ、税制と教育の問題から離れてしまうと結局机上の空論になっ
てしまいますので、そこのカバーをどうするかという御意見をぜひいただきたいと思いま
す。

○鹿嶋会長 今、皆からですか。

○勝間委員 この検討のたたき台のところで、お願いします。

○鹿嶋会長 わかりました。

○辻村委員 先ほどの岩田委員の御発言について、ちょっと時間がたつてしまわないうち
に確認したいんですけども、前回、14日の最後に私が発言したのですが、男女共同参
画という言葉は確かに曖昧なのですけれども、あえて曖昧にした部分というのがありまし
て、女性の活躍とか、女性の人権とか、安全とか、そういった女性を重視する方向と、そ
れからジェンダーイクオリティーでまさに差別をなくすというか、男女平等の方向とい
うのが2つあるとして、そのどちらなんだろうかということはずっと引きずりながらこれま
でできているんですね。

ですから、もし男女共同参画という言葉ではなくて、もう少し明確な表現を使うとす
ると、女性の活躍に偏るのか。差別をなくせというか、男女平等のほうに偏るのか。やはり
どうしても分かれてしまう。そこを今回、もう第4次でありますから、もうそろそろはっ
きりさせようという御意見であれば、岩田委員がむしろどちらに寄った方向をお考えなの
かということ、この機会ですから伺っておきたいということが1つです。

それから、勝間委員の資源とか、そういった根本のことなのですが、前回の最後のとき
に女性の活躍や女性の安全・安心、要するに今の岩田委員の御見解ですとⅡとかⅣを前に
出して、社会的な基盤のほうを後にするという御意見だったのですが、前回の最後のとき
には固定的な性役割というふうなことを打ち破らなければいけないということなので、む
しろⅡとⅢを入れかえて、Ⅲのほうを基本的な考え方と結びつけて総論を出しておいて、
それで女性の活躍もある意味それぞれの各論である。暴力などについても各論であるとい
うほうがよろしいというのが勝間委員の御意見だったというふうに記憶しております。

ですから、今の岩田委員と勝間委員のものを合わせて、Ⅲ番を最後に持っていってしま
うと、総論的な構造的な問題ですよ。それが最後にきて非常にインパクトが弱まるとい
うことがありますので、むしろそれでしたら⑥番を「基本的考え方」に入れるんだったら
Ⅲに書いたことも「基本的考え方」のほうに持ってきて、社会全体の構造を変えないとだ
めだというようなことになるのではないかと理解したのですけれども、どちらの方向をお

考えなのでしょうか。

○鹿嶋会長 では、まず最初の質問からどうぞ。

○岩田委員 最初の質問は難しいので、ちょっと後にしてよろしいでしょうか。

後のほうは、先生がおっしゃるのも本当に一案というか、勝間さんのも含めていいかなと思いました。ただ、今のⅢだと⑦とか⑧とかがあって、ちょっとこれは違うかなという感じが私はします。ここに書いてある⑤、⑥を基本的な考え方とくっつけて上に持っていくというのは大いにあり得るかと思います。

○辻村委員 それでしたら、⑧もやはり国際規範を遵守するというふうなことは本当に基本的なことです。⑤、⑥、⑧が「基本的考え方」に続くような制度設計の問題だとすると、⑦番は女性だけではないのですけれども、災害時の女性の安全というところから問題が出てきていますので、最後の女性の安全・安心のところと一緒に書く。ここは女性だけにしてしまわないでということですね。それで、制度の問題、体制の問題であれば⑥番、⑦番というのは一緒に、要するに⑤と⑦というのは非常に近いという感じがいたします。⑦番は⑤に近いというんでしょうか。

それからついでに言いますと、男性について全部にわたるんだとってしまえば本当にインパクトが弱まってしまって、皆、全部にわたる話なので、そこをあえて第3次のときに男性と子供というものを第3章に持ってきて、第3分野に持ってきて強めたわけですね。ですから、今度はその旗を降ろすということだろうと思いますので、全部と言ってしまうんだったらまさに「基本的考え方」で⑥番の国民の理解というところが、主としては男性の理解であるとか、男性の対応とかというものがないとだめだという形で明確にするという方法もあると思いますが、これは皆さんそれぞれの方が御意見をお持ちなので、なかなかまとまらないと思いますが。

○鹿嶋会長 辻村案を言ってくれますか。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの順番も含めて、辻村さんの案を言ってくれますか。

○辻村委員 私は、先ほどの岩田委員が固定的な性役割であるとか、そういう制度の問題とか、男性の問題とかというのは「基本的考え方」の次にⅢ番を上に乗せて、総論的な制度の問題、構造の問題として書いて、女性の活躍というのはその中でのある意味ポジティブ・アクションであったり、安全であったりというふうになるのが総論、各論という形になるのかなとは思っております。

私は、前回の岩田委員の御発言と勝間委員の御発言をそういうふうには実は受け取っていたものですから、ちょっと確認させていただいた次第です。

○鹿嶋会長 要するに、Ⅲ、Ⅱ、Ⅳという形ですか。今お考えになっているのは、Ⅲを一番上にする。

○辻村委員 そうですね。「基本的考え方」と制度の問題というのを先にするのかと思っていました。

○鹿嶋会長 では、伺っておきます。

それから、活躍推進と基本計画ですか。

○岩田委員 先生がお尋ねになった最初の点ですけれども、ちょっときょうはそこまで頭を整理していないので大事なことなので改めて発言したいと思うのですが、きょう言いたかったことは2つで、1つは男女共同参画という言葉がアピーリングしない。これは長く活動してきた方にも使い古されているし、かかわってきていない方は理解ができないということなので、さっきのタイトルを変えてほしいというのは、いかに皆さんの関心を集めて今回の4次の計画の特徴を短い言葉でアピールできるかという観点での発言なので、先生がおっしゃった2つのうちのどちらですかというのはよくよく考えてから発言したいと思います。

それからもう一つは、特に経済の分野にずっとかかわっていて、もうあからさまな差別というのはないんです。制度は機会均等なんです。それでは現実の男女間格差はなくなっていますかといったら、30年たっても全くなくなっていないわけなんです。それで、必要なのはやはりポジティブ・アクションです。機会均等を訴えてもしょうがないという感じがします。そういうことで女性の活躍のところについては言い方はちょっと工夫しないといけないけれども、今回の4次計画の一つの大きな特徴はやはり機会均等からポジティブ・アクションのステージかなというふうに私は思っているんです。

○鹿嶋会長 名称の変更というのは前も出ていて、第3次も出ているんです。政権は違っていましたけれども、男女共同参画という言葉をやめたらどうだという意見が出ているんです。それをいろいろ議論した挙げ句、やはり男女共同参画という言葉を大事にするという結論になったので、男女共同参画基本計画法ということです。ずっときています。

ただ、今の議論は私の取り違いかどうか知りませんが、女性活躍に変えるとか何かという話だったら、個人的に反対です。やはり男女共同参画基本法というのがあって、それでこの計画ができていて、女性活躍と云々というふうに変えれば、今の女性活躍推進法の下に位置づけられるような印象さえ与えかねないです。だから、私は仮に今の議論が女性活躍に変えるんだということであれば全く反対です。

○岩田委員 それは違います。

○辻村委員 私は、実は99年のネーミングのときにちょっとかかわっておりまして、男女平等参画という案が1つありまして、東京都の基本条例は男女平等参画基本条例でした。それで、共同参画ではなくて平等を使うという議論が一方にありましたけれども、男女平等とやってしまうとアレルギー的なものもあって、平等ではない言葉を使いましょうということで、共同参画のほうがポジティブなイメージですね。参加というか、積極的な行動的なアクティブなイメージがあるので、むしろ性差別禁止、当時1970年代に諸外国は性差別禁止法とか男女平等法とかつくってございましたから、私はそのときに、日本は1周おくれ、2周おくれなんだから、今からよその国のまねをするのではなくて、そういうポジティブなニュアンスがある言葉でもよろしいのではないかという意見を述べたことを覚えているんです。

でも、やはり皆さんの中には平等というのと共同参画、一人でも入っていれば参画だと思ってしまうので平等でないといけないんだという反対論が強くあったんですね。ところが、ベーシックロー・フォー・ジェンダーイクオリティーということで、英文ではジェンダーイクオリティーというふうに男女共同参画が訳されたという経緯がありまして、今日でももちろん男女共同参画は英文ではジェンダーイクオリティーになっています。ですから、男女平等なんですね。

ですけれども、逆に男女平等になってくると、これは憲法でも書いてあることで、陳腐といったら変ですが、皆わかっているような気持ちだと思いますから、その言葉を男女平等に今さらするというのは法律の関係ではできないことだと思いますから、この御議論は根幹にかかわるところで、第4次にそれができるのかどうかというのはちょっとわからないですね。

○鹿嶋会長 だんだん昔に戻っているような感じですね。

ただ、なぜ男女平等ではなく、男女共同参画という言葉にしたかと言えば、基本的には平等という言葉へのアレルギーですよ。私は男女共同参画社会基本法の議論がなされている当時、いろいろな方に会い、取材をしたのですが、それは結果の平等に対するアレルギーです。特に経済界は、結果の平等が認められたら、企業は競争力を失うと。だから、平等という言葉は即座に否定したんですよ。

ところが、第2次男女共同参画基本計画の策定時に、与党に説明に行ったら、男女共同参画より平等という言葉の方がいいんじゃないかという意見も出ていました。結局は男女共同参画でいくということになったのですけれども。

第3次男女共同参画基本計画の策定時は民主党政権でしたが、そのときもやはり一部の大臣から言葉を変えようかという話はあったんですね。ただ、結局変えなかったんです。

だから、これはあくまでも私の個人的な考えですけれども、私は男女共同参画という言葉でいい、大事にしたいと思います。第4次の男女共同参画基本計画という言葉でいいと思うのですが、もしそれが余りにも硬くて、そしてそのことが周知度の低迷につながっているのであれば、サブタイトルをつけるとかの方法で処理すればいいのではないかと思いますので、これはこれからも議論していきましょう。

では、どうぞ。

○渡辺委員 資料②-1の「最初の目指すべき社会」なのですが、①～③というのはどちらかというと個人の理想の姿を描いているように思えます。しかし、個人だけではなく組織としても男女共同参画というのが実現されることが望ましいので、例えば社会の重要事項を、男女を含め多様な立場の意見をもとに決定されていくという姿も描かれると非常にわかりやすくなると思います。

それから、資料②-1の2ページ目ですけれども、例えばここにあるⅡの④の「科学技術・学術における男女共同参画の推進」のところで「女性研究者・技術者の活躍に向けた環境整備」と、それから裾野を拡大するための若手女性を支援しますということは、いわ

ゆる環境整備と裾野拡大といった今までやってきたことと基本的に何も変わらないということ。ここではこの時期にきて、指導的地位の女性比率もきちんと上げながら、その指導的地位の女性が若手の女性たちをもっとエンカレッジするなり引き上げるという役目もしながら、社会全体として女性がいろいろなところに参画していくということが非常に重要だと思います。

しかし、このままだと結局若い層の女性比率を上げますということしか手がつけられなくなってしまうので、指導的地位、つまりトップ層のところの女性もきちんと上げていくというようなことは、ぜひ入れていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 まだ少し時間がありますので、具体的には是非々論をやるつもりはなくて、意見だけどんどん言ってください。

○工藤委員 数回休んでいるので、元に戻る議論をしたら申しわけないんですけども、今回の4次計画の項目を見まして、先ほど来先生方の議論にもありましたが、「女性の」と入っているところがすごく気になっています。こういうふうな書き方をすると、やはり女性の進出とか、女性の活躍というところに一定のイメージがついていくような気がします。今の問題をはらんだ社会構造というものの基本的な構造のところには手を入れず、女性がここでもっと活躍するために、そして男性はその女性の活躍を助けるために家事をちょっと手伝ってくださいとか、そういったような議論に見えてしまわないかということがあります。

私は普段、若い学生とつき合っている立場から申し上げますと、子供たちというのは今さら男女の性別役割分業を固定的に考えているわけではないんですね。それはもうなくなっているんですけども、新しいビジョンがなくてどうしていいかわからないというので、差し当たって楽そうな道を選んでいる。女性は差し当たって余り活躍するとすごく大変なので、今は伝統回避と言われてはいますが、伝統回避ではなくて楽なものを選んでいるだけで、男性は何をしていいかわからないということなんだと思います。

これからやっていくことは、そういう構造の基本的に地殻変動のようなものをしていかなくはないけなくて、女性の活躍、進出といった場合には、女性が今、必死で抱えているいろいろな問題を男性が積極的に進出、活躍するというふうと同じようにする。例えば、理系の女の人をもっとふやすのであれば、今、女性が抱えている幼児の教育とか、ケアの問題とか、そういったところに男性の積極的進出という意味合いを持たせて、両方がお互いに進出をするという、私たちの目が固定的な目でないような変革というものを起こさないと物事が変わっていかないと考えています。

性別役割分業を払拭するにはどうしたらいいかというのは、したがって払拭ではないという新しい考え方から、新しい社会の像を見せていくというところから始まっていくべきなのではないかと思っているのですが、この女性が入るとやはりまた元に戻って、今までの議論をさらに進めて数値を高めるように読めてしまわないかなというふうに私はずっと心配しています。

○鹿嶋会長 済みません。「女性の」というのは、どの辺ですか。具体的に言ってください。

○工藤委員 II番の「あらゆる分野における女性の活躍推進」ですが、ここで挙げていることはすなわち女性の数が少ないとか、そういうことなんですけれども、女性の数を上げるためには男性も違うところで活躍をしていただかなくてはいけないので、女性の活躍ではないと思うんです。違う意味で、男性も活躍するんだと思うんです。それで、両方とも活躍することによって、結果的に政治にも女性が出ていけるしというふうになっていくものなので、この「女性の」はおかしいと思います。

それから、IV番の「女性の」も、やはりこれは全ての人間にとっての安全・安心で、中で⑩番などは恐らく女性というのが特別につく必要があるかと思えますけれども、ほかの部分においてはそれを高めていくことによって男女共同参画社会は生まれていくんだと思います。

そういうふうに、具体的にはこの2つにそのような危惧を感じながら読んでいます。

○鹿嶋会長 男女間の格差が大きい場合、ある程度「女性の」と言わざるを得ない面もありますね。そこはどうしますか。

○工藤委員 言わなきゃいけないところは言うんですけれども、この項目のIIとIVの「女性の」は読んだ人に逆にすごく固定的な印象を与える言葉だと思います。個別に女性だけを特出して守るところはもちろんあるんですけれども、女性の活躍推進であれば男性の活躍推進もしてもらわないと困ると思うんです。

○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。

五條委員、どうぞ。

○五條委員 資料②-1のところなんですけれども、「数値目標について重要なものに数を絞る」というところが赤字になっていて、ここが今回の議論の一つのポイントでもあると思います。ここは現場にこの基本計画を示していくときに、いわばこの計画の顔にもなる部分なので非常に大事なことだと思います。この文章表現をそのまま読んで、一部の象徴的な数値目標だけを打ち出して、ほかの部分についてはいわば参考値として扱いのレベルを下げるということであれば、それには私は異議があります。

その異議についてですけれども、1点目はこの基本計画で男女共同参画をめぐって何を目指すべきなのかという具体的な目標について社会のあらゆる場面に、あるいはあらゆる分野にメッセージを送っていくというときに、この数値目標というのは極めて大事なことです。

それで、あらゆる分野にメッセージを送っていくときに、今ある八十幾つかの項目というのが果たして多過ぎると言えるでしょうか。それぞれの分野からいえば、せいぜい3から7です。そういうことで、この基本計画が男女共同参画の旗頭でメッセージを送っていくんだという視点に立ったときに、安易に数値目標の項目数を少なくしてもいいだろうかという議論です。

2点目に、2次計画から3次計画へこの計画が深化していく中で、一番そこでの3次計画の特徴は数値目標を掲げたということなんです。それで、それをやって継続性をきちんと図らないまま数を絞っていいものだろうかということです。3次計画のときをきっかけにして、その後、各省庁の施策に位置づけられるような場面も出てきたり、あるいは各現場でそれをよりどころにして取り組むような状況というものが出てきている。そういうことを考えていくと、少し長期的な視点に立ってもしっかりとフォローアップしながら進めるべきではないかということを感じます。

とりわけ、この基本計画に書いてあることを踏まえて、現場の人でそれについて誠実に取り組んでいる人たちの顔が浮かんでくるんです。そのときに、果たして限られた項目数だけに絞っていいだろうかということです。

それから、異議を唱える第3点目なんですけれども、やはりこういう基本計画に取り上げられていて、いわば国の施策としてきちんと掲げられているということが、とりわけ男性の意識改革にとって非常に大事です。特に、男性のリーダー層に対してきちんと示していくというときにいかに大切か。

例えば、男性の自治体の首長さんとか、そういう人たちに対して物を言っていくときに、施策にきちんと位置づけられていることが大事であって、単なる参考値として位置づけていますよというふうに下げた途端に、これまで推進してきた課題を停滞させる原因になっていくということなんです。そういう点からいって、この表現をそのまま読むと、私はかなりの異議を感じます。

そこで、最後に整理いたしますけれども、私の意見というのは決して今ある80項目を全部やみくもに残したほうがいいということではありません。もちろん、項目については精査をしていく必要があると思います。ただ、項目数として80項目、そのくらいの数ならば残していったって、特に重要なものについてはそれをどう示すかという方法論をきちんと議論すべきじゃないかと思います。

そこで、例えばこの部分の表現は「重要なものに数を絞る」ということではなくて、「特に重要なものについて前面に打ち出すとともに、各分野の目標については前計画からの継続性にも留意しつつ取組の推進を図ること」あるいは継続性という言葉に異議があるならば、「地域、現場の実態を踏まえつつ取組の推進を図ること」としてはどうか。

そんなふうにして、今まで取り上げてきた数値の問題についてきちんとその位置づけを議論していくということについて、特にこれからこの基本計画がどんなふう現場で示されるかということとの関連で非常に大事ではないかと思いました。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。そろそろこの議案は終わりにしたいと思いますが、では鈴木委員で最後にします。

○鈴木委員 ありがとうございます。先ほどからの計画の構成のお話ですが、このⅡ番の「あらゆる分野における女性の活躍推進」と、Ⅲ番の基盤構築という話は、かなり重複しているというところと変ですが、もともと共通しているところがあると思うんです。

例えば、意思決定過程に女性が入っていくという話はまさに基盤として必要という言い方もできるわけですし、女性の活躍推進という点は、東日本大震災の直後の計画ですから防災の面でも非常に重要です。ⅡとⅢは入り組んでいると思うんです。

それで、私の意見としては社会のレジリエンスを高めるといいますか、強くてしなやかな社会をつくっていかうというときのインフラになるような、先ほど勝間委員はOSというふうにおっしゃいましたけれども、そういった事柄は前のほうで書く。そのときには規模感というんでしょうか、その事柄の対象になる方の範囲だとか、人数だとか、そういったものが大きいものであればあるほど、前のほうできちんと項目を立てていくということが重要ではないかと思えます。

それに関連して今、五條委員がおっしゃった数値目標の件ですが、私は前回、少し減らしたほうがいいんじゃないかということをお願いしたんですけども、もちろん安易に減らすのはよくないということは言うまでもないと思えます。ただ、私も11月から議論に参加させていただいていますが、既に土台が相当できていて、もう4次計画ですから総論ではなく各論の部分に課題があって、細かい部分でもっと進めるべきことが多いという段階であればたくさん指標が必要だということになると思いますが、まだまだ土台ができていないという認識をここで議論している印象を強く受けています。

そういう意味では、本当にキーになる重要な数値目標を前面に押し出していくべきだと思います。もちろんこの参考指標という言葉がよくないのかもしれないですね。現場での取組のインセンティブを損なうということになってしまったら本末転倒だと思いますので、そこは言葉の問題です。前回私が申し上げたのはそういう意味です。

それから、御説明を冒頭にいただいた資料②-1の「目指すべき社会」という4つの項目ですけども、これは第3次計画から少し書きぶりが変わったというふうに会長はおっしゃられていましたが、自らの意思だとか個性、能力、多様性というのは3次計画から継承すべきことだと思います。

ただ、これを読んで感じましたのは、もう少し能動性を出せないかということです。能動性と申しますのは、男女がともに充実した生活を送ることができる社会を自ら実現していくべきであるところ、やや受け身の印象を受けるという意味です。ここは工藤委員が先ほどおっしゃった新しいビジョンを示す必要があるということと関係していると思うのですが、社会に対する責任を果たすというところとちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、男女問わず果たすべき役割があって、社会の支え手になるという趣旨のことをもう少しにじみ出せないものかと感じたところです。

どうしてかといいますと、中高年以上で男女の役割分業意識が非常に強いとよく言われるわけですけども、ここ最近では若い方でも保守的な考えを持ち、男女役割分業の意識が強い方が増えているように思います。仕事に関しても大企業であるとか、公務員であるとか、当初から終身雇用を志向する若者が増えている。海外留学を避けるとか、海外駐在も避けるとか、悪い意味で保守的な状況にあるのではないかと思います。それは差し当たっ

て楽な方向を選んでいるということなのかもしれませんけれども、いずれにしてももう少し能動的に、男女問わずですが、女性も社会の支え手になるというビジョンを目指すべきことを打ち出せないかと思います。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

まだまだたくさんあると思いますけれども、一応時間の問題がありますのでこれぐらいにしておきます。

それで、次に移ります。次は項目別の論点ですが、これは各分野の構成要素を網羅的に並べたものではなくて、4次計画で特に注力すべきと考えられるポイントについてこれまで皆さんからいただいた御意見を踏まえて事務局がまとめたものであります。資料3がそれですが、事務局のほうから説明をお願いします。

○大地課長 資料3でございまして、これは分野別の論点のたたき台でございまして、まだ御議論中ですが、新たな仮の11の柱立ての分野に沿って、4次計画の策定に向けての課題や論点と考えられるものを事務局として掲げました。例えば1ページでございまして、1の(1)「2020年30%」の達成に向けたロードマップをどのように設定していくか」というふうに、各項目について論点、課題を記述させていただいております。

その下に「●」が幾つか各項目が入ってございまして、これはこれまでこの専門調査会のフォローアップで皆様方からいただきました御意見や、6月に開催した男女共同参画会議の有識者会合における御意見を整理して、事務局として、この部分の関係ではないかというところに組み直して入れているものでございまして。

課題としては書いてあるけれども、「●」がないところは、事務局の整理としては余り御意見がなかったのではないかとと思われるところでございまして。そもそも課題や論点として事務局が挙げ足りないところがあるかと思っておりますので、そういったところは御意見を賜りたいと思っておりますし、この「●」がないところなどもぜひとも御意見を賜ることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 これも、それぞれの説明というよりは、皆さんのほうから意見をずばりいただきたいと思っております。特に「●」がないところがありますね。ざっと私も見させていただきましたが、女性センターが最後のところに書いてありますが、女性センターのところには「●」がありません。このようなものの中で、どういような「●」を例えば入れていけばいいのか。これは、さっきの議論と多少つながっているところがありますので、皆さんからの御意見をいただきたいのですが、今回はまず1番、2番と順番を追っていきましょう。

まず「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ですが、それが3ページまであります。まず、この3ページまでのまとめ方を御覧になって皆さんのほうで、いや、これは違うんじゃないとか、あるいはこういうふうにして、そういう考えがあればいただきたい。それから、「●」は皆さんの意見をまとめているだけですので、それぞれ考え方はばらばらになっていきますので、これをどういうふうにとめるかはこれから起草ワーキン

グチームの仕事になってくるんですけども、まず3ページまででどこからでも結構ですが、御意見があればいただきたいと思っております。

○勝間委員 クォータはポジティブ・アクション系になりますと物すごく議論が錯綜するという印象を私は受けておまして、そこについて変な言い方なんですけれども、ある程度、錯綜するのを認めた上で、政府はこういうポジションをとるといような書き方はできないでしょうかというのが私のコメントです。

例えば、ポジティブ・アクションを推進すれば必ず何か言われますので、それについてはそういうことも理解した上でちゃんと展開をしているといったようなことを入れたい。特にクォータに関しても、もちろん各企業や国全体の生産性や能力を落とすようなクォータというのは当然反対だといったようなことをしっかりと書き入れた上での推進を推奨したいと思います。

○鹿嶋会長 けんかを売るような書き方ですが、大丈夫ですか。

ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。この1ページから3ページまでです。

岩田さん、どうぞ。

○岩田委員 難しいのは政治のところ、皆さん御理解されていると思っておりますけれども、男女共同参画で最も遅れている分野は政治の分野で、そして最も本当は基盤になるのは政治の分野なんです。それを私たちの立場で何ができるかというのはもうずっと悩んでいるんですけども、本当に悩んでいてちょっと苦し紛れに出たアイデアなのでぜひもんでいただきたいんですが、今回、女性の活躍推進法で出ましたね。ポジティブ・アクション法だと思いますが、あれは雇用関係にあるところは全て使えるんです。企業だけではなくて、また自治体、政府自治体だけではなくて、例えば病院とか、学校とか、大学とか、福祉施設とか、雇用関係にあるところはあれが使いようによっては使えると思います。

そこで、それは指針とかガイドラインのつくり方次第だと思うんですけども、しっかり使っていくということがあって、政治など雇用関係がないところ、政治とか、地域の自治会とか、農業委員会とか、そういう雇用関係にないところが難しいなと思まして、例えばですけども、全ての分野を網羅するような、ポジティブ・アクションを全ての分野で推進するような基本法的なものできないか。

それで、ちょっと後先になってしまいますが、結果としてそのうち雇用関係があるのはさっきの臨時国会に出て今、廃案になっている法律でその雇用関係があるところはカバーする。そういう基本法的なものできれば、あるいはこの基本法というのは本当は議員立法がいいのかもしれませんが、そういうものができれば、それを受けて、では政治の分野ではどうするのか。各政党がそれは考えていただく、議会在が考えていただく。例えばということで本当に苦し紛れなんですけれども、やはり政治のところはこのままではだめじゃないかなということで、ぜひ皆さんの知恵を出していただきたいと思っております。

○鹿嶋会長 辻村委員、何かありますか。

○辻村委員 ポジティブ・アクションやクォータ制については、まだ理解がばらばらと言

いますか、誤解を生んでいるところもあります。それから、クオータ制を一つ取ってみても、自発的クオータはもう簡単にできるから政党に頼みに行ったという話なんですけれども、別に自発的クオータでなくても、法律によるクオータであっても、候補者比率を30%以上にしたところには補助金をアップするとか、減らすとか、そういうのを法律でやっている国はたくさんあるわけですね。ですから、非法律的なクオータだけではない。

それで、第3次するときにはそういったこともポジティブ・アクションの検討委員会をつくった上でその長所、短所というんでしょうか、特質を理解した上で進めるみたいなことで最終的に書いたと思うんですが、具体的には結局政治の分野はやはり特質においてできないよねということで政党に依頼に行ったことにとどまっているわけですね。

ですから、今度はそうではなくて、議員立法でもいいので、法律でつくるといふことと強制するといふこととは別なんですね。ですから、30%の女性候補者を出さなかった政党についてその名簿を受理しないとやれば相当な強制になりますけれども、多分、憲法違反になる可能性もあるわけですね。

ですから、そのさまざまな特徴を捉えて検討するという段階では、第3次でしたから、それを少し進められるような具体的なことを政治分野においても書き込めないことはないというふうに考えています。

あとは、「●」のところの私が話したであろう韓国の例などはちょっとまとめ方が違っているかなと思ったものですから、例えば政党助成金などのインセンティブをつけるというふうなことについては、これは法律でやらないとやはり皆が従わないということになりますから、大して強制力は大きくなくても法律で定めるというやり方は存在するので、そういったこともあるということについて書き込んでいくことは可能ではないかと思っております。検討するだけでなく、一歩進めるということですね。

○鹿嶋会長 多分ここは争点になるでしょうけれども、一方で相当難しい問題でもあるんですね。

○辻村委員 高橋委員から、既に慎重に検討すべきであるという御意見が出ていますから。

○鹿嶋会長 そういう意見もあるでしょうけれども、ただ、そういう意見を除いてもやはりなかなか難しい。第3次で一応書いたんですけれども、なかなかそこから深化しなかったわけですから。でも、これもこれからの議論になると思いますので、その問題意識は計画策定専門調査会の委員の皆様もぜひ持っていただきたいと思います。

どうでしょうか。あとは3ページまでで、さらに次の4ページのほうに進んでいいですか。どうぞ。

○西委員 今までの議論を存じませんので、ちょっと教えていただきたいのです。いただきたいのですが、今の1のタイトルは「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ということになっていますが、ここに書かれている政治分野、司法分野、行政分野、そして民間というのは並列のものなのでしょうか。同列同列に扱われて扱われているものなのですか。

○鹿嶋会長 そういう理解です。

○西委員　そうですか。私は今までこの問題を存じませんでしたので、ぱっと拝見したときに、タイトル的には恐らくこれは国会議員だけの話なのか、あるいは地方議員だけの話なのかなという気がいたしました。

どうしてかと申しますと、司法とか行政と立法というのは全然役割が違って、国会議員というのは全国民の代表なわけですね。司法とかの場合にはある特定の知識、能力を持った人がやるべき仕事かもしれませんが、国会議員というのはあらゆる国民の立場とか階層の人を代表するものとして出てくると思うのです。そうなりますと、特定の能力よりは、むしろばらばらの性別、能力とか適性を持っている方がそろうほうがいい。地方毎に定員が決められて決められていたりするのもそのためだと思います。

そういうふうに考えたときに、政治と司法と行政を同レベルで並べてしまうというよりは、むしろ国民の代表として一段上におかれる置かれるものなのかなという気がしたのでお伺いいたしました。

○鹿嶋会長　この議論の悩ましいところは、1つは男女共同参画基本計画という行政のアクションプランで立法府のほうに踏み込んでいっていいのかという問題です。もう一つはこれは辻村委員が専門ですけれども、要するにこういう男女の問題で国民の代表を規制していいのかということです。

一昨年でしたか、辻村委員も入って内閣府で議論したときにやはりそういう問題提起があったのです。ですから、いわゆる比例代表制、男女別で、例えばハーフクオータを韓国のようにやるといっても、それについて皆さんからコンセンサスを得られるかという、その辺の難しさはあると思います。

ただ、第3次基本計画に書きましたので、少なくともそれが消えないような努力はしていきたいと思っています。

○西委員　ありがとうございます。

○鹿嶋会長　ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

では、第2番目、4ページからです。「男女の雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保、仕事と生活の調和」、4ページ、5ページの問題ですね。「●」は、一応全部立っています。一応立っているんですが、分類の仕方はこんなものでいいのかどうか。(1)(2)(3)といった問題です。

自営業などは、3次計画もそんなに分量が多くなかったような気がしています。だから、そのあたりはどうするのかとか、そういったようなこともあります。

勝間委員、どうぞ。

○勝間委員　自営業に関して、ここに含めるのか、ほかに含めるのかわかりませんが、企業支援みたいなことを入れていただけるといいかなと思います。アントレプレナーのほうですね。

要するに、既存の会社を変えるのは基本的に私は非常に難しいと思っていて、それ

よりはどんどん新しい企業が生まれてきてそちらの方面からも変わっていくということが望ましいと思っております。

○鹿嶋会長 それは入ったんじゃないかな。3次計画には入っていませんでしたか。

○大地課長 入っています。

○勝間委員 それについては、自営業で働いている女性の課題に関して一緒にしてほしいということですね。自営業の従業員として働くのではなくて、自営業本人が行うほうです。

それで、女性の自営業の数値目標はありましたか。すごく大した指標が入っていたというのは余り記憶にないんですね。ちらっとあったような記憶はあるんですけども、いずれにせよちょっと重きを置いて指標等をつくっていただきたいというのが希望になります。

この間、表彰したばかりですね。女性起業家大賞と、どこの省庁かはちょっと覚えていないんですが。

○鹿嶋会長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 雇用分野です。もちろん雇用というのはいろいろな労働法制の上でということですけども、基本的に労働市場の中でいろいろ決まっているわけですね。民間企業にいる立場から申し上げると、例えば4ページの中ほどあたりに、将来的には正規社員と非正規社員の評価基準の統一、とあるのは非常に気になります。もちろん正規社員と非正規社員のあり方は重要な問題で、仕事できちんと評価していかなければいけないというのは言うまでもないんですが、安易に「統一」とか、あるいは「義務づけ」といった言葉が出てきますと、多様性とか、自らの意思に基づくとか、そういったものと矛盾をはらんでできてしまう。

直感的には、何かを強制的にあるいは一律的にやるという世界になると、この労働分野では雇用が減ってしまうということが起きると思います。そういう意味では、5ページのほうにパートか、管理職への昇進を目指すのか、といった二者択一ではなくて中道が必要だということが書いてあります。日本全体のかじを大きく切っていくに当たっては、いろいろな自由を認めてそれぞれの価値観を実現していけるような多様な選択肢を作っていくことが合理的で現実的なアプローチではないでしょうか。

先ほどのクォータ制の話もそうですが、強制的にやるとかえって変な矛盾が出るということが、特に労働分野では留意点ではないかと思えます。以上です。

○鹿嶋会長 これは後の議論になるんですけども、今、鈴木委員のおっしゃった、ここに書いてあることですね。5ページの(5)の3番目の「●」なんですけれども、正規か、パートか、その中道をいくかなどという話は、~~また~~これも非常に悩ましい問題ですよ。格差といいますか、差別が重層化するような問題も含まれてきますので、このあたりは多分、今後、議論になってくると思うんですけども、どういうふうに見ていくのかという問題があるような気がしますね。ほかにはどうでしょうか。

次は、6ページです。「地域・農山漁村における男女共同参画の推進」、これは五條委

員どうですか。

○五條委員 最後の項目の中で「●」印がついていないところがあります。まず、そこなんですけれども、女性の働きやすい環境の整備ということについては、1つは農林水産業における女性の過重労働の防止ということが以前にも増してクローズアップされると思います。

特に農政の分野では、6次産業化の推進などをかなり声高らかにうたって、あるいは女性の起業、これらは非常に大事なことで、もちろん社会参画の観点から非常に大事なんですけれども、それを推進するが余り、女性の労働が従来 of 農林・漁業の生産労働に加えて新しい高付加価値型の労働へ、さらには従来どおり家事労働をやっていくというような状況になって、過重労働ということが一層課題になるケースもあると思います。その問題について、改めてきっちりそこを論点にしていくということが大事だと思います。それが、1点目です。

2点目は、農作業の安全対策をめぐって、従来の書き方でいうと、男女の性差によって事故の傾向が違ふ。特に女性は補助労働が多いからこういうことが起こり得るといふ、そのあたりが中心だったんですけれども、必ずしも補助労働だけではなくて、女性が大型機械に乗って基幹的な作業を担っているというケースも多くあり、こうした基幹的な作業を担っているケースにおける支援ということ。それからまた、そういう基幹的な作業を一層担えるようなサポート、例えば研修制度だとか、そういうところが非常に大事な課題になっていると思います。

それからもう一つは、やはりこの働きやすい環境づくりということで、農林漁業における女性の、特に若年層の女性の相互の情報交換ができる場というのが、これが機会をだんだん失ってきています。若い女性の農林漁業に従事している人が各地に点的にしかないわけです。かつては一定の地縁的なところで集まりがあつて、そこで勉強したことを生かして、例えば将来、農業経営に参画するような素養を養ったりということが十分に蓄積できたんですけれども、近年、非常に点的な存在になってきている。

そういう中で今、都道府県段階の農業改良普及組織などの県の出先機関で指導されている普及指導員の先生方の声を聞くと、少し広域でも女性の農林漁業に従事する人のネットワーク、つまり表現するとすれば、若年の農林漁業に従事する女性が将来において経営参画、あるいはライフスタイルの確立につながるような相互の情報交換ができるネットワークづくり、そういうようなことが大事な課題ではないかと思ひます。「●」印の入っていないところは、以上です。

それから、細かい点で、「●」印の入っているところで、土地改良区の役員というのが入っています。これは、非常に大事なことです。それで、非常に同質の問題として、同じような傾向の問題として土地改良区と、あとは集落ぐるみで農業を展開していくような集落営農における女性が意思決定に参画するというあたりが近年、非常にそこを捉える必要があるということで、土地改良区の問題と本質的に同じ課題を持っています。そういうこ

とで、土地改良区の後に集落営農という形に入れる必要があるかなと思います。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

事務局、書き方はわかりましたか。集落営農ですが、大丈夫ですか。

○大地課長 また御指導いただきながらと思います。

○鹿嶋会長 この6ページについて、ほかに御意見ある方はよろしいですか。

次に、7ページです。「科学技術・学術における男女共同参画の推進」ですが、この分野で(3)のところが「●」はありません。それから、全体にここの分野は少ないんですが、これでいいのかどうか。

○渡辺委員 2点あります。

1点目は先ほど申し上げたことと同じですが、(1)が環境整備、(2)が裾野の拡大ということで、意思決定をする経営層に女性をふやしていくということが、この分野は極めて現状は女性比率が低いので、雇用や登用を決定するところに女性が入っていかなければ変わっていかないということで、そこの女性をふやしていくという策は必須だと思います。

それから、2番目は(3)にも関係しますが、実は総務省が言っている研究者88万人のうちの60%以上が企業なんですね。実際は、いわゆる研究者というよりも技術者に近い人たちも入ってまして、ここの女性比率が8%と、大学や研究機関に比べて非常に低いということで、この数字を上げるためにはやはり企業で、特に現場の女性比率及びそのマネジメント層をふやしていかなければ日本全体としては全く上がっていかないので、ここのところはどうにか策を講じる必要があると思います。

○鹿嶋会長 どんな策かというのかは、わかりますか。

○渡辺委員 例えば、これは女性活躍推進法で触れられていくとは思いますがけれども、1つはターゲットを設定できるかどうか。あるいは、強制的にターゲットを設定しなくても、各企業に自主的なターゲットをまず出すことを推進する。あるいは、それを公表して皆でそれを共有していくことです。そういうことで随分、力にはなるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 今おっしゃったことと重なるんですけども、この女性研究者というのは雇用関係にありますので新しい活躍推進法の適用になるんです。ですから、それを受けて大学とか研究機関が数値目標をつくって、行動計画をつくって、それを情報開示するというのは、301人以上雇っているところであれば、だから大学などはもう自動的に該当するので、この科学技術分野について活躍推進法をもっと使ったらいと思うんですね。ですから、一般的なガイドラインとか指針だけでは不十分であれば、ぜひ厚生労働省と文部科学省が一緒になって学術分野用のそういう指針ガイドラインをつくるとか、活躍推進法を使えるところというのは随分あると思います。

○鹿嶋会長 辻村委員、どうぞ。

○辻村委員 短く追加させてください。ただいまの御意見に加えてですけれども、学術会

議とか総合科学技術会議がそれぞれ目標をつくってやっておりますので、この問題の(3)については第4期の科学技術基本計画でその目標値が比率ではなくて採用比率ということでやっています。

それで、私としては三者と内閣府というか、この男女共同参画との連携といいますか、行政の政策の一貫性というんでしょうか、連携をとっていくべきではないかと思っています。これは、渡辺委員などもJSTでそのインセンティブをつけるという活動をずっとしていらっしゃいますから、そういったことを進めていく。そのために、ばらばらにしないで皆で目標と政策をまとめていくということですね。そういうことを書き込んでいったらいいのではないかと思っています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ほかには、大学関係者の方よろしいですか。

次は、8ページにいきます。8ページは「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」、Ⅲの大きなタイトルは「男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築」です。これについてはどうでしょうか。

女子差別撤廃委員会の要請話をどう考えるかということですね。監視専門調査会に私は所属しているのですが、同専門調査会会長として参画会議ではずっと、この問題が煮詰まっていること、政治的決断が必要だということを書いてきているのですが、そこから先は踏み込めないままになっています。

○勝間委員 一步も進んでいない理由を、思い切って書きませんか。

○鹿嶋会長 案として聞いておきます。ほかにどうぞ。

○二宮委員 基本的には、この観点とかに関しても事実上の不平等という状況が生じている。いわゆる選択率の違いとかですが、その意味でこれ以外にもほかに何かあるのかも考えさせるとか、その意味でいうとどういう手段とか法律、政策を通じて実現しなければいけない、改善しなければいけない義務があるわけであって、これを拒否し続けるのであれば、実際どのような形で実現するのかについてきちんと意見を問うて代替を出させるとか、そこまで多分踏み込まないと、このままずっと放置される状況のままであれば何も改善しない。

あとは、実際には事実上の問題だけではなくて人格権の問題を含めてほかの要素もあるんですけども、少なくとも今いわゆる政治レベルにおいてはこれがとまっている。とまわっていていいわけではなくて、これをとめるのであればほかに改善すべき何かアクションをとる必要がある。そこについて、きちんとやはり議論をしなければいけないのではないかと思います。

○鹿嶋会長 そうなんですよね。それは、私もよくわかっているんですが。

○岩田委員 今回は、目指すべき社会の中で国際的な評価を得られる社会という非常に高いビジョンを掲げているわけで、そのためには女性差別撤廃委員会から毎回、毎回、勧告をいただいて、グローバルスタンダードにやはり立てていない。ですから、従来とちょっと攻め方を変えろというんでしょうか。こういうところは、国際社会から評価をされると

ということのスタートなんですよね。そういうことで、効くかどうかよくわかりませんが、それが1つです。

それから2つ目は、これはまた難しい第1次からずっと懸案になっている配偶者控除と第3号被保険者ですけれども、配偶者控除は今、税調で議論が始まっていて、これもすっかりウオッチしていませんと、今はもう消えたと思いますが、一時期、二分二乗の議論が出てきたりして逆方向に走るんですね。ですから、しっかりウオッチするというのと、できれば何らかの形で男女共同参画会議がその議論に入る合同会議を開催してもらおうとか、こちらから意見を出すとか、この税制は今、少し動いている感じがします。

それから、社会保険の第3号被保険者は非常に難しい。税制以上に難しいと思います。これは、女性の経済的な自立が進めば放っておいても3号被保険者というのはシュリンクしていくので、時間をかけてそういうふうになくなるのを待てばいいのか、政策的に手を打つのか。そこの基本的な議論をまずしっかりしないと、従来のとおりそのまま書いていいのかどうかというのはちょっと論点としてあるかなと思います。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○天日委員 半分質問のような形にもなるのですが、この選択的夫婦別氏制度についてです。これは、法務省で一度、法案を準備したり、法制審議会でもまとめている、まさにその制度を指しているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

というのが、例えば割とこの制度に反対する人たちの中から少し、根本的には姓は変えないんだけど、通称を使えるようにした制度はどうかというような提案も、まだはつきりした形では出ていないですけれども、そういう意見もある。

そういう中で、ここであくまでも女性差別撤廃委員会の見解に従った夫婦別氏制度というのは法制審議会でも準備されている制度であるという理解でよろしいのでしょうか。

○鹿嶋会長 非常に難しいのは、選択的夫婦別氏制度は、国民の意見が大きく割れるということですね。

それから、法務省は法案を用意したのにまだ一度も国会に出されていませんけれども、なぜなのか。

それは、1つには国会提出にあたり、重要法案は党議拘束をかけますので、全員一致して投票しなければならないわけです。でもこの問題は与党でも野党でも、賛成派、反対派というわけです。そういう中で、党議拘束がかかると、すなわち全員一致でということになるとなかなか難しいところがある。

そうなってくると、代替案として、例えば通称制度といったような問題が出てくるわけですね。だから、これは非常に政治的な問題だとも言えるでしょう。

○辻村委員 1996年の法務省の草案要綱の場合には、900条の婚外子の相続差別規定の問題が非常にネックになっていて、政党の中で反対があったということは事実だろうと思います。

ところが、今回、最高裁の意見決定に従って、900条については法改正ができましたね。

それでもって、ほかの750条とか733条はしないでこのままスルーするのかどうかということで、以前とは環境が違っているということを忘れないようにして、例えば733条というのは再婚禁止期間規定ですけれども、そういうものなどはそんなに反対はないのではないかと思いますので、そういうところから重点的に攻めていくというんでしょうか、やってみていく。少しこれまでとは書きぶりは変えないといけないだろうとは思っています。

○鹿嶋会長 ということ、難しいというのはすぐにわかるんですけれども、書きぶりをどう変えるかもこれからの議論になってくると思います。

○鈴木委員 税制、社会保障制度のところですが、この会議体は制度を具体的にどう変更するということを言う立場では恐らくないだろうと思うんですね。

ただ、男女共同参画社会の実現という観点から、その目指すべき方向性ということは当然考えて書かなければいけない。そのときに、私自身、何か今、答えがあるわけではないのですが、結局この問題というのは個人と世帯という2つの捉え方がアドホックに使われていて、議論もそれで混乱することが多いですし、実際の制度もそこがぐちゃぐちゃとなっている。

当然、人権だとか個人の尊厳という意味では個人ですし、しかし、その社会生活、職業生活、家庭生活という意味で世帯というのは現実であります。ですので、その考え方を一度ある程度整理しないと、8頁の(2)番の話はつかみどころのないものになりかねないと思います。個人と世帯というのは議論をきれいに分けられないということだと思いますが、考え方の整理というのは必要ではないかと思います。

○鹿嶋会長 この(2)については、女性活躍推進という大きなテーマがありますので、やはりこのままだと女性活躍推進になかなかならないんじゃないか。20代の女性の収入分布はばらつきがあるんですけれども、配偶者控除、第3号被保険者等の関係で30代、40代、50代は皆100万前後がピークになっていますよね。ということは、女性の活躍というのは100万の活躍なんですね。そうだとすれば、活躍推進というのを標榜すればするほどこの問題というのは足を引っ張るようなものになるのだと思います。

ただ、これをなかなか変えられない理由の1つは、私は前から言っているんですけれども、第3号被保険者は950万人弱いるわけですね。それから配偶者控除、103万円で就業調整をする人は大体1,400万人います。これはなぜ変えられないかという、やはり票田に直結するからですね。変えてしまったら多分、既得権を奪われる人から猛反発を食らう。だから書き方も難しいけれども、1次、2次、3次計画とどういう書き方をしてきたかという縮小・廃止として、縮小という言葉を必ず入れて書いてきたんです。今回はどうするかというのはこれからの議論ですが。

次は9ページ、「男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進」で、9ページ、10ページです。

○工藤委員 (1)の一番下に教育のことがあるので、ちょっと一言申し上げたいと思います。

この「固定的性別役割分担意識の払拭にとどまらず、男女共同参画の実現に向けてどうすべきか」というのは、小中高を通じて家庭科の教科書でも大変充実した書きぶりで、全部の子供たちに必修で勉強させています。

片や、したがって結婚や出産というものの意義を伝え切れていないのではないかなというようにお叱りもあるわけですがけれども、この辺はやっているんで、その辺をもっと充実させるということが1つあるかなと思います。

それから、もう一つは(2)のものともかかわるんですけども、ただ、その教育の際にも現状ではこういったものが負担であるので、どうやったらうまく分担できるかということが中心に書かれている。

でも、これから目指していくのは、そういうものが負担ではない社会というのを考えていかななくてはいけなくて、(2)の「男性の意識改革をどのように進めるか」というのも、これも全くそういう負担に対してどう配慮するか。そもそも男性は意識改革で、なぜ女性は活躍なのかということと私にはまずわからないんですけども、男性もどういうふうに行動を変えていくか、どういうふうにならに向けて活躍をするかという議論がされなくてはいけないと思うんですが、そこで根本的にこういった家事にかかわる、アンペイドにかかわるものを相変わらず負担で、それをどう軽減して、どう男女で女性の負担をちょっと軽減するためという議論での進め方、あるいは教育のあり方というのにはかなり限界があると思っています。

もっとそうではなくて、これは負担ではない。人間の生活の本質的なものであって、男性側からこういうところにもっと加担させろというような行動が起こらないということがおかしいと思っています。

○鹿嶋会長 そうですよ。ありがとうございます。

天日委員、どうぞ。

○天日委員 メディアの部分なんですけど、これまでフォローアップのところ、(3)のところですね。放送・新聞・出版業界における女性の参画を進めるということで、フォローアップで出てきたお話は、例えばシンポジウムを開くとか、そういうことをされてきたということだと思うのですが、これはたかだかシンポジウムぐらいと思われるかもしれませんが、うちの男女共同参画の担当者などに聞くと、やはりそういうことは小さなことかもしれないけれども非常に大事だというような意見を聞いています。

メディアというのは、なかなかこういうふうには書けとか、やれとか言われるのは嫌うわけですがけれども、そういうシンポジウムとか、そういうような取組というのは引き続き続けていただくといいのかなと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 先ほども言いましたけれども、9ページの(3)のメディアとか、次のページの(6)の中学校、高等学校の教員の問題、これは新しくできるであろう活躍推進法の

対象になりますので、そのメディア版とか学校版というイメージで指針ガイドラインを整備するというのが一番効果のあるやり方だと思います。

それと、非常に心配になるのは（２）に書いてありますけれども、よく若い世代の意識の保守化というのか、回帰する現象があるということで、数字で見るとそのとおりなのですが、それをしっかりどこかで分析をされているのでしょうか。それを踏まえて、私たちは、この計画に臨まないといけないのかなと思います。

○鹿嶋会長 （２）のところで、意識の分析ですか。

○岩田委員 若い世代の役割分担意識への回帰傾向が見られるというふうにありますけれども、数字で見るとそのとおりなんです。それはなぜそうなのか、それをどういうふうに見ていくのかということについて、どこかで調査研究をされていらっしゃるんだとしたら、それを踏まえて議論したいと思いますし、まだそういうことがなされていないとすれば、それをやはりやらないといけないと思います。

○鹿嶋会長 男女共同参画の世論調査、女性活躍推進調査で2007年、2009年、2012年、2014年と行ってきました。女性の保守化傾向が出るのは2007年の調査で、男性は外、女性は内という性別役割分担の支持率が20代女性は4割を突破するのです。2009年には2割台に戻りますが、2012年、14年はまた4割前後です。そのあたりの社会学的な分析はやっていないですよ。

○伊藤調査課長 多少、補足をさせていただきます。男女の固定的役割分担意識で、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方についての反対意見、賛成意見というものの数字の動きについて申し上げますと、男性も女性もずっと反対傾向で増加をしてきていたわけなのですが、特に前回調査、平成24年の調査でこれが若干反転するような動きになりまして、その考え方に賛成という意見が増えて、反対という意見が減りました。今回、平成26年に実施した女性活躍推進世論調査では、それがまた戻っているという状況になっております。その中で、特に30代、40代の女性の数字を追ってみますと、実はこの動きはもう少し前のあたりから賛成と考える意見が増加しているというような傾向があります。

あとは、国立社会保障・人口問題研究所さんがやっていらっしゃる出生動向基本調査で同じ項目を調査されていますが、平成17年調査と平成22年調査の方の動きでも、もうそのころからそういう動きが出ているという結果もあります。

ただ、この動きがどうしてこういうことになっているかといったところに関しましては、恐縮ですが、その分析はできてないということでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでよろしいですか。

○岩田委員 今の時点では結構です。

○鹿嶋会長 今の時点なので、後で議論するのです。

○岩田委員 というのは、役割分担意識というのが根底にあると思うんです。それに真正面から向き合いたいと思うのですが、そういう気になる統計があると、それをどうい

ふうに解釈していいのかというのがあるんです。

○鹿嶋会長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 (5) のところに関してなんですが、女子学生が高等教育になかなか進みにくい。特に大学院となると、いわゆる文系、理系というと理系が多いのですが、その女性の数が少ない理由についてちょっとコメントさせていただきます。

最近、私の仕事をしている科学技術振興機構で女子高生を集めて、理工系に進むのに何が弊害か、彼女たちの意見を聞くシンポジウムを開催いたしました。、彼女たちが言うには、理工系は特に女性が少ないので、子供を産んだら多分やめなければいけないと彼女たちは思っているんです。それで、一度はやめるのですけれども、子供がある程度の年齢になったらまた働きたい。そのときに、資格を持っていないと職はないということを教員や母親に大体言われると言うんですね。

ですから、理系が好きだったら医学部か、薬学部か、看護に行くしかない。それ以外に行ってしまったら、長い間、仕事を続けることはできないというふうに彼女たちは思っているんですね。

○勝間委員 今でもですか。20年前から一歩も変わりませんね。

○渡辺委員 今でもです。昨年の11月にやったシンポジウムで彼女たちが言ったのです。

つまり、彼女たちは現実を知らないのです。今は、子供を産んだからやめなければいけないなどという時代でも全くないのに、そういうふうに母親と教員に言われると言うのです。なので、そこを変えていかないと、幾らいろいろな仕組みをつくってもちっとも変わらないということがわかりました。

そのところ、まさに母親と教員の意識が問題です。意識を変えるというよりも現実を知ってただけでいいと思います。そんなに難しいことではないので、そこをもう少し強力にやるだけでも随分よくなると思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○二宮委員 自分の個人的な感覚の意見でしかないんですけども、今回は子供という柱が消えて、先ほど五條先生のほうから、結局、農業分野とかでも仕事をし、家事をしなければいけないというすごく過重な状況がふえている。

工藤先生のほうからも、結局、楽な方向に動く傾向が見られるといったときに、もともと今、子供たちは家庭とかでも小さいころから何かいわゆる価値、家族の一員として例えば庭掃除でも、洗濯物干しでも、お風呂洗いでもというようなことで多分、僕たち世代でもいろいろ考えながら子育てはしているんですけども、基本的には子供、いわゆる小学校、中学校、塾まで行って、かつ戻ってこななければいけないような状況の中で、本当に家族の構成員として自分もかかわっているという意味で役割を果たせる環境にあるのかどうか。

その意味で、子供の置かれた環境とかについても少しずつ考えていかないと結局、育っていかない。ずっと甘えてやってもらっている状況の中で、大人になっていきなりより大

変なことをしなさいと言われてたときに、本当にそこに向かっていくか。そうでなければ、專業とかに入って楽をしたいという傾向になっても仕方がないような状況ですので、そこをまず少し焦点を当てて考えていかないと、長い目で見ると全然改善方向に向かないのではないかという気がしています。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。この意見は、ここで打ち切ります。

それで、11ページ7番です。「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」について、(3) (4)は「●」が立っていませんが、それも含めて、これは宗片委員ですか。

○宗片委員 (3) (4)がないのですけれども、これは監視専門調査会でもいろいろ出されておまして、その国際的な対応ということでは大変重要であるという話し合いが行われております。災害時に、やはり女性が脆弱な立場に置かれているという傾向は確かに今回の東日本大震災でもありまして、さまざまな困難を抱えたわけです。それももちろん現実として発信をしていく必要もあると思うのですけれども、一方で、今回皆様のお手元にパンフレットをお渡しいたしました。ちょうど3月から始まります国連防災世界会議で女性と防災のテーマ館として仙台の男女共同参画センターが会場となります。

そのプログラムを御覧いただくとわかるのですが、女性たちがやはり被災地でいわゆるリーダーシップを発揮したといった内容が数多く盛り込まれております。ですから、もちろん女性たちも困難を抱えましたが、同時にその防災・復興の担い手として十分に力が発揮できるのだということも、防災・復興の原動力として女性たちが役割を果たすことができるということ、より強く世界に向けて発信していく必要があるだろうと思います。

そういう意味では、この(3)も(4)も、もちろん震災の経験と教訓を発信していくということは大変大きな責任がありますけれども、合わせて女性たちも主体的にこの防災・復興の担い手として力を出すことができるということの認識も伝えていく必要があるだろうということ、これを盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。この後継枠組みの中にぜひとも、もちろん男女共同参画の視点は盛り込んでいただかなければいけないですが、それに向けての働きかけとして、女性たちの力の活用というところが重要な点として盛り込まれていく必要があると思いますし、先ほどの女性の安心と安全のところ、どうしても防災・復興というのが関連はしているのですけれども、そこだけではないもの、そこをうまくどのような形で第4次の中に盛り込んでいったらいいのかということ、ぜひ御検討いただければと思っています。よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 ほかにここの点で、どうぞ。

○二宮委員 (3)に関して、どういう形で国際的に貢献していくかという話なのですが、貢献の仕方は、例えば知見にしろ、人材にしろ、出すという話と、実際に途上国を含めて受け入れるという話の2つの側面が多分あると思うんです。

その際、出すといったときに、いわゆる公的機関から云々だけではなくて、今回のこのシンポジウムのところにあるように、企業とかNGO、あるいはNPOというものが出ていける

環境をつくっていかないと、国際的な貢献という意味で本当に官民協力した形での協力ができない。お金がないのはわかっているのですけれども、NPOとかNGOとかに対して国際会議に出ていくことの支援とか、そこについても少し力を入れていかない限りは、実質的に貢献を進めていくことが難しいだろう。

もし出すということで、会議への出席とかが難しいのであれば、このような会議を日本に誘致すればこのような形で参加する、発信するということができるので、人材だけではなくてそういう会議の受け入れとかについても考えていくことが必要ではないかと思えます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、済みませんが、時間の関係でさらに次にいきます。12ページで「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」ですが、これについて二宮委員どうぞ。

○二宮委員 (1)の「●」の3つ目のところで、「国会議員全員に対する周知の取組も必要ではないか」という意見が出ています。先ほど、夫婦別氏の話とか出てきたところでもそうですけれども、ここでは事実上の不平等とかについてもどうするかという点まで含めて、難しいですが、ある意味で女子差別撤廃委員会とかが求めていることの本質をどう理解してもらおうかというところの動きが多分大事になってくるんだと思うんです。

それとともに、監視専門調査会のほうでも出してきたんですけれども、結局女子差別撤廃委員会で見解が出されます。今の監視専門調査会の監視のスケジュール、流れ、サイクルを見ると、基本的に出てきたものについて、最後に自分たちで報告書を出す段階において初めてこういうことをやってきた。これで十分かという議論の組み立て方になっている。これでは受け身でしかないので、やはり基本的には主体的に動けるように見解が出た時点で各省庁に忙しい思いをさせるのは心苦しいのですけれども、この勧告を受けてどうするかというのをある意味でいえば決めていただいて、それがきちんと守られているかどうか。そのPDCAで動かしていくという流れに変えていかないと、結局は後手、後手に回って、また次に回しましょう、次に回しましょうという動きになっていくので、まず勧告が出たらそれに対して日本としてそれぞれどう動くのかという立場を明確にした上で、それについての取組がなされているかどうかというのを監視していく。

そのときに、ある意味でいえば本来は全部遵守すべきだとしても、実際に時間的にまず取り組むべきとか、少し差がついても構わないとは思いますが、まず動くという認識をきちんとそれぞれに持ってもらうこと。そういうサイクルを回していくことが大事で、これは監視専門調査会の意見として親会議のほうに上げて、鹿嶋会長のほうが報告していただいている点なので、4次計画においてはその点をより明確に、クリアに出していけたらと考えております。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ほかに御意見はよろしいですか。

では、次に13ページ、「生涯を通じた女性の健康支援」ですね。これについて御意見が

あればどうぞ。

○勝間委員 覚えていないので教えていただきたいのですが、前回不妊の話というのはどのくらい扱ったんですか。やはり女性の活躍とか就労支援とか、あるいはずっと継続に関して不妊問題というのは結構今、大きな問題になっているんです。不妊治療で仕事をやめてしまったり、あるいはさまざまな形で負担になっていますので、その点について前回も触れていたら今回もっと触れたいなと思います。

○大地課長 前回というのは3次計画のことですね。お手元に冊子があると思いますが、87ページに、「不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等」と「不妊治療のために休暇が取りやすい環境の整備」という項目がございます。

○勝間委員 今回それは議論がなかったもので、これも継続してほしいと思います。

○鹿嶋会長 ほかにありますか。

○工藤委員 一番下のスポーツ分野におけるということなのですが、これは恐らく小中高を問わず、体育の先生というのは女の人がほとんどいないような領域ではないかと思うんです。そこで教えられていることは恐らく、より強く、高く、早くという一つのひな形のスポーツ教育というんでしょうか、教育のあり方で、生涯を通じて健康でいられるというような視点でのスポーツ教育のためには、ここにもっともっと男女共同参画というのは非常に必要な領域だと思っています。

また、女の先生がついた場合も非常に過酷で、先生自身が体を壊して途中でやめていくというような例を私も大変たくさん聞いておりますので、この辺のところも若い男性指導者の知識を身につけること以前に、教育の現場での男女共同参画のところも考えていただきたいポイントとして加えていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

では、さらに先にいきます。暴力について意見があればどうぞ。

○岩田委員 DVもそうなのですが、それ以外にセクシュアルハラスメントとか、パワーハラスメントもそうなのですが、加害者対策ということで加害者の更生というのは本当に現場では大変です。それで、私が知る限りにおいては有効な方法がまだ確立していないように思うんです。アンガーマネジメントはアメリカから輸入したものがあります。ですけれども、アンガーマネジメントだけではこれは対応できないんですね。ですから、そういう専門的な研究というんでしょうか。厚生労働省に研究班をつくってもらって、どういう治療方法、どういう対処方法があって、それがどのくらいの効果があるのか。研究レベルからやらずにちゃいけんじゃないかと思うのが14ページの(5)です。

○鹿嶋会長 今、加害者の更生は何らかの取組は出ているんですか。

○辻村委員 暴力の専門調査会では、佐賀県の例でありますとか、それぞれ担い手の方のヒアリングその他もこれまでしましたけれども、大体財政問題とか、そういうところでぶつかってくるということです。

ですから、そのノウハウも含めた公的な組織づくりというんでしょうか。そういったこ

ともまだ全くではないけれども、任意に任せているというところで、これを制度化しようということを書き込んでいかないといけないと思います。これまで失われた10年とかということが専門調査会でよく言われるのですが、もう10年くらい前からこの加害者更生のことが話題になり、やりかけていたんだけれども、とまってしまったという経緯があるようですから、それをもう一回活発にして検討すべきだと思っております。

○水本暴力対策推進室長 暴力対策推進室でございます。

加害者更生の話は、以前内閣府でも調査研究などもやっていたところでございます。また、来年度予算の要求の中で加害者更生は現在民間の団体、いろいろなやり方で加害者更生について取り組んでおられる団体があるということをお聞きしておりますので、そういった実態などを調べるための予算を、さほど多額ではないんですけども、計上させていただいております。

任意でやっていただく、要は例えば犯罪を犯された上でということではなくて、その手前での更生ということに関しましては、もちろん先生がおっしゃいました有効な方法がまだ確立していないということも含めていろいろな課題があろうかと思っております。そのあたりも含めて、また暴力専門調査会のほうでも御議論をいただければと思っております。

○鹿嶋会長 では、木村委員どうぞ。

○木村委員 短く3点お願いします。まず(3)の「性犯罪に関する罰則の強化等」なんですけれども、「法務省の有識者会議における検討状況を踏まえ」ということなのですが、ここではかなり強姦の性差をなくすというような思い切った議論がなされているようです。そうしますと、男女共同参画の会議では余り男性被害ということを大きく扱ってこなかった、性差をなくすという観点ではやってこなかったと思っておりますので、それをどういうふう to 受けとめるのかということをちょっと御検討いただく必要があるかと思っております。

それで、そのこと自体は世界の潮流から見て当然の方向なのかもしれないんですけども、それによって女性被害者が埋没するようなことになっては困るので、そこのところは慎重な検討が必要かと思っております。

2点目ですけれども、(4)は法改正に伴ってどのような取組が必要かということで例が挙げられているんですが、法改正という意味では児童ポルノに関しても所持の処罰について法改正がありましたので、それに伴って児童ポルノは対策をより強化する必要があるという点は可能であれば入れていただきたいと思っております。

もう一点ですけれども、子ども 供-ということが全体としてどう扱われるかというのはちょっと議論になるのかもしれませんが、先ほど頂戴した資料②-1の2枚目のところで、⑩に「(子ども 供-を含む)」というのがどれにかかっているのかよくわからないんですけども、人身取引等の対策のみにかかっているのか。性犯罪なども10代の被害者が非常に多くて、子ども 供-の被害というのは非常に大きいと思っておりますので、子ども 供-の視点というのはこの性暴力に関してもぜひ大きく取り上げていただきたいと思っております。以上です。

○辻村委員 第1点につきましては、第3次計画の中に強姦罪の刑法177条の更生要件の見直しを含むというのが括弧で入ってしまっていて、これが男性も含むかどうかというところなんです。法務省見解は、当時はまだ婦女子保護のためだということだったんですが、保護法益が性的自由だということで、それだったら男にも性的自由はあるんじゃないですかという議論はしておりますので、今回もまた暴力のほうの専門調査会でその議論を詰めまして、できるだけ反映していきたいと思っています。

ただ、前回お話ししたように、この懇談会のほうの検討を踏まえというところで、こちらが先に書かないといけなくて、その中間的な報告を受けないとそれを踏まえられないということがありますので、法務省のほうにその情報公開というんでしょうか、それを出していただくような中間報告などをしていただくようお願いをするしかないかと思っています。

児童ポルノの単純所持についてもそうですし、バーチャルのことも出てきますし、子供の扱いについてはこれからも議論していかないといけないと思っています。

○木村委員 ありがとうございます。1点だけ、その構成要件の見直しのところなんですけれども、確かに方向性としてはそうなのかもしれないのですが、女性被害というのはやはり非常に重大なので、やはりその点の観点は。

○辻村委員 もちろんです。ですから、そこはぼかしてはいけないので難しいところです。

○木村委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 次に移ります。次は11番で15ページ、「困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備」ですが、ここについて御意見はどうでしょうか。

○鈴木委員 (2)で、対象として外国人等まで入れると4つ書いてありますけれども、これはもともと優先順位をつけられるようなものではないと思いますが、1点だけ、高齢女性の貧困の問題で意見です。

私が高齢女性に冷たいと思われるのは本意ではないんですけれども、低年金に関しては年金生活者支援給付金に関する法律が施行されて、消費税率10%のときに始めるという話になっています。それから無年金という問題については、最後のセーフティーネットですけれども生活保護という制度があります。高齢女性の貧困に関してやったほうがいいことは無限にあります、制約がある中でやれることは一応やっていると思うんですね。

さらに申し上げますと、生活保護のような税による再分配の世界と、年金といった社会保険の世界を比べましたときに、社会保険というのはやはり年金数理的な公正性が担保されなければ制度や政策に対する信頼をなくしてしまう。つまり、頑張って保険料を納めた方と納めていない方とで、事後的なサポートに大きな違いがないのでは制度を維持できないと思います。

先日、総務省の家計調査年報で2013年の数字を見ておりましたら、65歳以上の1組の御夫婦の1人当たりの消費額と、65歳以上の単身男性の消費額、65歳以上の単身女性の消費額を見ますと、一番高いのは単身女性なんですね。つまり、平均するとそういうことだと

いうことで、成功した高齢女性の方もたくさんいるはずですよ。

今、1,900万人ぐらい65歳以上の女性がいらっしゃると思います。もちろん分散をきちんと見て、成功しなかった方にきめ細かく目配りする必要があるわけですが、平均で見れば今、申し上げたようなことでありまして、高齢女性の多くが貧困の問題に直面しているかのような議論は注意が必要と考えます。国際比較しましても、日本の現在の高齢者は非常に恵まれた状況にあります。

むしろ重点をおくべきなのは、若い女性で今、希望どおり働けていない方々です。そういう方々が今のような経済的に豊かな高齢女性に将来なれるかということ、恐らくなれない可能性が高いです。そこが一番大きな問題だと思います。現在の若者と高齢者との間で優先順位をつけるべき問題ではありませんけれども、高齢女性がより深刻だと私たちが考えているという誤解がないようにすべきだと思います。

それから、資料②-1でも「希望しても働けない女性の存在」とありますが、今、男性でも希望しても働けない人がやたらといます。若者と高齢者の対立をあおってはいけません。言葉を選ばずに申し上げると、儒教的な発想ではなくて世代間で互恵的な関係を築くような議論をこの世界ではしないといけないのではないかと思います。以上です。

○鹿嶋会長 第3次の高齢女性の貧困というのは今おっしゃったように、いわゆる若いときからの、例えば非正規雇用は女性のほうが多いわけですね。その延長線上に女性の貧困の問題があるのだという議論は、そういう視点からの議論はしてきたんですよ。年を取って突然、低年金とかの問題が出てくるのではなくて、若いときからの職業形成の問題をそのまま引きずって、結局低年金、あるいは無年金となるわけです。そういう議論は、第3次のときはやってきましたんですよ。多分、今おっしゃったのもそういうような視点が必要だということなんでしょうね。

○岩田委員 ひとり親の問題なんですけれども、働く女性の中で今、最も深刻なのはやはりひとり親だと思います。離死別した時点で無業であったり、非正規で働いたりしておられたような女性がなかなか経済的に自立することが難しい。ここには養育費の問題と民間の住宅の問題は書かれていますけれども、最も基本的なものはやはり経済的な自立をどうやって支援していくかということだと思います。

例えば主婦の再就職の政策もありますし、パートを正社員に転換するという一般的な政策はありますけれども、このひとり親家庭については一般的な政策プラスアルファで、それこそポジティブ・アクションが最優先で必要な領域だと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。この貧困について、ほかに御意見を言っておきたいという方はいますか。よろしいですか。

それでは、最後ですが、16ページ「推進体制の強化」の問題です。それと、17ページの男女共同参画センターの支援の強化の問題です。これも、ぜひ御意見があればお聞きしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

16ページの(4)の2番目の「●」ですが、皆さんの意見の中でなるほどと思って読ん

だのは、やはり地方の男女共同参画セクションが疲弊していると言うんですね。何となくそういう実感を私は持っています。だから、そういう中でどうしていくのかということになってくると言うんですね。女性活躍推進、それから地方創生、いろいろな問題を抱えると、男女共同参画センターの第4次計画での位置づけというのは、個人的な意見ですが、当然第3次より重くなってくると思うんです。

○勝間委員 私は年間、男女共同参画センターのセミナーとか講師に多分10カ所か20カ所ぐらい回っているんです。そのときに、一回りしたときの印象がいろいろありまして、まずこれもちよっとはつきり言ってしまいますが、結構無駄遣いじゃないかと個人的に思うのは、自分が講師で行って何なんですけれども、啓発性のセミナーが平日の午後にやるんです。なので、本当に聞きたい人が来られない。だから、そういう予算の使い方についてもう少し工夫が必要なんじゃないか。

逆にすごくいいなと思ったのは、やはり少数精鋭で20人とかを募集して、実質的に応募した方たちに対して継続的な教育をして、それに対して例えばいろいろな企業プランとか、マネジメントで悩んでいることとか、基礎教育をするようなプランがあるんですね。

なので、その予算がつくのは私はいいいことだし、やるべきことだと思うんですけれども、本当に役に立つことをやってほしい。うまく言えないんですけれども、そういうことをつくづく一回りして思います。

○鹿嶋会長 今、勝間委員から意見も出ましたが。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 何度も済みません。男女共同参画センターもそうなんです、自治体の男女共同参画主管課自体も同じような印象を持っています。それで、関係者がおっしゃるのは、女性活躍推進というのが今の政権の中で日がたつて、それに関連するような事業予算は産業労働部のほうでやっていて自分たちは空洞化しているというふうにおっしゃるんです。

その意識はわかるんですけれども、やることは幾らでもあると思うんですね。経済における女性活躍推進を考えてみたときでも、県庁の中で関係する部局はたくさんありますし、県庁の外に関係する団体はたくさんありますし、そういうところの横串機能というのが最大の役割じゃないかと思うんですね。それが1つです。

もう一つは、きょう何度も言いますが、根っこにある男女の固定的な役割意識です。それをどうやって溶かしていくかということは、もっと知恵を出して、もっと予算を使ってやらないといけないと思います。それから、鹿嶋さんがおっしゃったような地方の活性化の役割というのはおっしゃるとおりだと思いますので、ここはやはり強化する、応援する方向でしっかり議論したいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。あとは、やはり若い世代にもうちょっと関心を持ってもらうようなことが必要なんでしょうね。何となく高齢者の集まりになってくるのでは困るでしょうし、どうすればいいんですかね。

○勝間委員 私はこれにはすごいアイデアがたくさんあるので、もし必要ならば時間があ

れば全部お話しします。ずっと現場に行っていますから。

○鹿嶋会長 では、いずれぜひお聞きしたいと思います。

どうぞ、五條委員。

○五條委員 やはり地域への波及をどうしていくかということが今回の計画の中で非常に大切だと思います。そこで、自治体が条例を男女共同参画についてつくる際に、必要に応じて他の自治体の情報を提供していくというようなことは3次計画で書いてあるんですけども、第4次計画では、そのあたりをもう少し膨らませて書く必要があるんじゃないか。

特に現場で議論すると、男女共同参画条例という条例ということになると、やはりそれなりに市町村議会で通るようにすると言葉が抽象的になってくるということで、条例はいわば自治体段階での法律ですから言葉が抽象的になってくるわけですね。条例は条例として大切で、それはつくるわけですけども、それを受けた推進プランなりに現場の方々、関係者の思いをいろいろ入れてつくっていく。そういうようなことが、非常に大事なことだという御指摘を受けます。

そういうことで、ぜひ男女共同参画に関する条例というふうにしたところに、条例あるいはそれに基づく推進プランとか、そうしたような現場の方々の思いが込められる推進のツールも含めてその作成の支援体制を図っていく。そんなところを入れていくことが大事ではないかと思います。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

一応、これできょうの議論は終わるんですけども、このことだけちょっと言っておきたいという方はおられますか。2月からは起草ワーキングチームの議論が始まるんですけども、しばらく計画策定専門調査会はございませんので。よろしいですか。

起草ワーキングチームでの議論が今度始まるんですが、第3次よりもぜひいいものをもと考えております。どうぞ皆さん、御意見等々がありましたら、その都度ぜひメール等でいただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

あとは、事務局に渡します。

○大地課長 本日は御審議いただき、ありがとうございます。

次回の第8回の専門調査会は、3月25日水曜日の17時から19時です。いつも遅い時間で申し訳ございません。場所は本日と同じで、8号館の8階、特別中会議室での開催でございます。

また、第1回起草ワーキング・グループは2月6日金曜日の16時から19時まで、場所は4号館の1212会議室で開催予定でございます。

暴力分野は別途、暴力に関する専門調査会で御議論いただくことになっておりまして、その専門調査会は2月13日金曜日の10時から12時まで、場所はこちら、8号館の8階特別中会議室でございます。以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の専門調査会を終了します。どうぞ。

○五條委員 恐縮ですが、質問です。2月、3月ですが、3月25日に次の調査会があつて、

それまでの間にワーキングチームというのは大体何回ぐらい開かれるんでしょうか。どういうテンポでワーキングチームが議論されるのかというのは、ワーキングチームに入っていないメンバーもちょっと様子を伺いたいということと、それから冒頭にワーキングチームの先生方の名前は発表されたんでしょうか。

○鹿嶋会長 全部、申し上げたんですが、7～8回開くということです。

○五條委員 冒頭5分いなかったもので、申しわけないです。

○大地課長 次回の専門調査会は3月25日なのですが、それまでに全体で7～8回起草ワーキングで御審議をいただきたいと考えております。

もう少し詳しく御説明申し上げればよかったのですが、申し訳ございませんでした。資料①の点線の下、1月29日の第7回の下のほうに括弧書きで「2月以降WTを月2～3回開催し、たたき台を検討」と書いてございまして、その過程におきまして3月～5月に月1回程度、3月というのは3月25日なのですが、専門調査会を月1回程度開催していただきまして、ワーキングチームでの検討状況を踏まえて御議論いただきたいと考えております。以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで終わります。 どうもありがとうございました。